

桜井消防署高圧ガス製造施設定期自主検査（通常検査）業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、奈良県広域消防組合桜井消防署（以下「発注者」という。）が実施する高圧ガス製造施設定期自主検査（通常検査）業務委託について、必要な事項を定めるものとする。

2 履行場所

奈良県桜井市大字上之庄 327 番地 奈良県広域消防組合桜井消防署

3 履行期限

令和 7 年 11 月 30 日

4 点検資機材及び数量

株式会社松原鐵工所製

マツバラ高圧コンプレッサー「AK12A・ADM」型 移動式圧縮空気充填装置 1 台

5 業務内容

受注者は施設に関し、高圧ガス保安法第 35 条の 2 に基づく検査及び一般高圧ガス保安規則第 83 条第 3 項で定める基準、技術的条件を維持するため、所定の検査又は点検を行うこと。

6 仕様詳細

（1）型式等

マツバラ高圧コンプレッサー「AK12A・ADM」型 移動式圧縮空気充填装置

（2）検査項目

別表 1 定期自主検査実施内容 参照

（※） 圧力計の修理（針を抜くこと）においては、計量法の定めにより届出製造事業者若しくは届出修理事業者の資格を有する者が行うこと。

ア （社）日本非破壊検査協会の非破壊試験技術者資格を有しているものが実施すること。

イ 「気密検査」「計器検査」「安全装置検査」「肉厚測定検査」については、検査実施状態を写真撮影すること。

ウ 高圧ガス保安法第 35 条の 2、一般高圧ガス保安規則第 83 条第 3 項を満足するために高圧ガス保安協会定期自主検査指針（KHKS1850-1）に従い上記検査を実施すること。

（3）機器点検項目

別表 1 の 7 その他に準ずる。

※各項目について、別表 1 「定期自主検査実施内容」及び「空気圧縮機分解点検参考

資料」に沿って行うこと。

7 業務の完了

検査終了後、発注者の確認を受け、任意様式の定期自主検査報告書の提出をもって業務の完了とする。なお、定期自主検査報告書は、検査終了後15日以内に提出することとし非破壊試験技術者資格証明書の写し、破裂板ミルシート及び成績書を添付すること。また、圧力計基準器成績書及び運転成績書（テストレコード）を報告書に添付すること。

8 支払い条件

業務完了後、受注者の適法な請求を受理した日から 30 日以内に発注者が受注者の指定する口座へ振り込むこととする。

9 見積単位及び落札者決定の方法等

- (1) 履行する業務の総額を記載した消費税を含まない金額を記載した見積書を提出すること。
- (2) 落札者の決定は、見積金額に消費税を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）をもって落札価格とするので、消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 見積金額には、本業務にかかる全ての費用（履行に係わる費用を含む。）を含めるものとする。

10 保証

検査、点検後 3 ヶ月は正常な使用において機械に不具合が発生した場合、無償で修理を行うこと。

11 その他

- (1) 点検作業に必要なウエス及びオイル等の消耗品にかかる費用は、受注者が負担すること。また、本仕様書に記載されていない事項で必要となるものについては、委託料の範囲内で誠意をもって行うこと。
- (2) 交換部品はメーカー（マツバラ）純正品を使用すること。
- (3) 本仕様書に記載されてない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。なお、質疑回答書は本仕様書の追補とする。
- (4) 点検の実施に際しては、事前に発注者の承諾を受け、発注者の指示に従って行うこと。
- (5) 点検の実施においては、安全確保に努めること。
- (6) 契約後、受注者は速やかに見積明細書を提出すること。